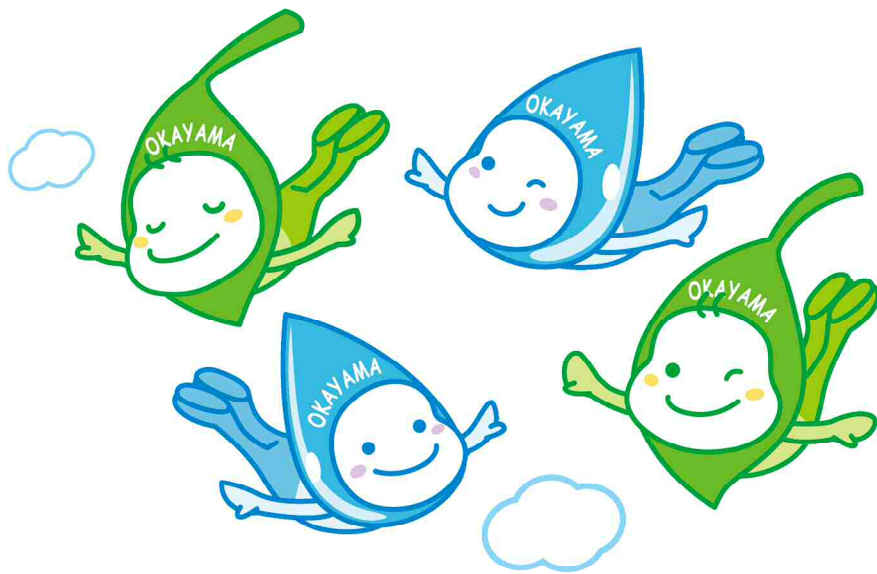


平成25年度
集 団 指 導 資 料
(地域密着型サービス 編)



平成26年3月

岡山市保健福祉局 事業者指導課

平成25年度岡山市集団指導（地域密着型サービス関係）

平成26年3月4日（火）岡山ふれあいセンター 大ホール
13:30～15:35（予定）

当日タイムテーブル（各時間は予定時間）

13:30	開会
13:30～13:45 (15分)	労働法規の遵守について（岡山労働局）
主な内容：「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」について	
13:45～14:05 (20分)	非常災害（防災）予防と法改正について （岡山市消防局予防課）
主な内容：火災予防と法令改正について	
14:05～14:35 (30分)	集団指導（各サービス共通編） （以下岡山市事業者指導課）
主な内容：指導監査、介護職員処遇改善加算、居宅介護支援・介護予防支援基準条例 ほか	
14:35～15:05 (30分)	集団指導（地域密着型サービス編）その1
主な内容：運営上の主な留意すべき事項、介護保険制度改正案、 平成26年度介護報酬改定の概要、各種お知らせ ほか	
15:05～15:35 (30分)	集団指導（地域密着型サービス編）その2
主な内容：実地指導における指摘事項、身体的拘束廃止に向けて 認知症介護各種研修、岡山市の介護保険事故報告の取扱い ほか	
15:35	終了（予定）

平成25年度集団指導資料（地域密着型サービス編）・目次

日時：平成26年3月4日（火）13:30～

場所：岡山ふれあいセンター大ホール

■「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」について（岡山労働局）	……………P 1
■火災予防と法令改正について（岡山市消防局予防課）	…………… 3
■主な関係法令等（参照）	……………14
1 地域密着型サービスにおける運営上の主な留意事項について	
1-1 地域密着型サービス共通事項	…………… 18
1-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	…………… 27
1-3 （介護予防）認知症対応型訪問介護	…………… 27
1-4 （介護予防）小規模多機能型居宅介護	…………… 32
1-5 （介護予防）認知症対応型共同生活介護	…………… 37
2 介護保険制度改正案について	
・介護保険制度の見直しに関する意見（素案）	…………… 56
3 平成26年度介護報酬改定の概要について	
・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年厚生労働省告示第126号）（抄）	…………… 70
・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	…………… 108
（平成18年厚生労働省告示第128号）（抄）	
・介護報酬の算定構造（案）地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）	…………… 119
4 事業者指導課（地域密着指導係）からのお知らせについて	
・各種取扱いの変更、質問票ほか	…………… 132
5 指導監査について	
・平成25年度までの実地指導における指摘事項について	…………… 136
6 身体的拘束の廃止に向けて	
・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の対応	…………… 148
7 認知症介護各種研修について	
・認知症介護研修の体系、概要及び実施スケジュール	…………… 154
・認知症介護指導者養成研修受講者の募集	…………… 157
8 岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱の制定について	
・新要綱及び新様式	…………… 178
・平成24年度事故報告集計	…………… 182
9 感染症の対応について	…………… 184

事業者、担当者の皆様へ

岡山労働局

「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」についてのお願い

本日の集団指導にご出席の事業場の皆様には、日ごろより労働行政の運営につきご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護人材の確保・定着を図るためには、法定の労働条件の確保や、従業員の安全と健康の確保のための事業者による労働環境の整備が大切です。

岡山労働局から2点お願い申し上げます。

1 「労働条件の確保・改善」のお願い

介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法、労働安全衛生法違反の割合が高くなっています。平成25年に労働基準監督署が県内の112事業場に対し実施した臨検監督の結果、約8割の事業場で労働基準法・労働安全衛生法違反が認められ、主なものは、労働時間管理が適正でない、割増賃金が適正に支払われていない、就業規則の作成・届出がない、労働条件が明示されていない、定期健康診断を実施していないなどです。

労働条件をめぐるトラブルを未然に防止するため、特に以下の事項について確実に取組を行っていただきますようお願いいたします。

- ① 労働者に対し、雇い入れ時に「**労働条件通知書**」を交付するとともに、**就業規則**で定める事項について**十分に説明**してください。また、就業規則は事業場の見やすい箇所に掲示する、1部交付するなどにより**周知**をお願いいたします。
- ② 過重労働による健康障害の防止、割増賃金の適正な支払いのため、使用者は各労働者の**労働時間を適正に把握**してください。
- ③ 時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合は**割増賃金を適正に支払う**ことが必要です。なお、労働基準法で時間外労働、休日労働の規制の適用外となる**管理監督者**についても、**深夜労働**に対する割増賃金は**適用**があるので支払いが必要となります。
- ④ 訪問介護労働者の**休業手当**の支払いに関する考え方、**移動時間と労働時間**の考え方については岡山労働局のホームページ掲載のパンフレット「**介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント**」の13ページ以降に説明があります。訪問介護労働者については

「休業手当」「移動時間」の取り扱いをめぐりトラブルが多いので必ずご一読願います。

2 「労働者の安全と健康の確保」のお願い

岡山県内の社会福祉施設における労働災害は、平成25年12月末時点の速報値で72名となっています。

直近約10年間の労働災害は主として介護、介助作業時において発生しており、その内訳は腰痛やねんざなどである「動作の反動・無理な動作」と、骨折などの「転倒」によるものがそれぞれ3割を占めております。「腰痛やねんざ」の防止のためには、①作業姿勢と動作、②作業標準の整備、③介護者の適正配置、④施設及び設備の構造の改善などがポイントとなります。また、「転倒」防止のためには、上記に加えて「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」、これは4S活動と呼ばれていますが、安全で衛生的な作業場所・通路の確保がポイントとなります。

労働者の安全と健康確保のための労働安全衛生法の定めについて補足します。

- ① 事業場で使用する労働者数が10人以上50人未満については**衛生推進者**の選任、50人以上については**衛生管理者**及び**産業医**の選任が必要です。
- ② 労働者を新たに雇入れたり、作業転換した場合は**安全衛生教育**が必要です。転倒災害防止や腰痛予防のための教育、感染症予防対策などの教育を実施いただき未然防止に努めていただきますようお願いいたします。
- ③ 労働者の雇い入れの際及び定期的に健康診断を実施してください。なお、腰痛に悩む介護作業従事者が増えていますので、予防の観点からも、定期的に医師による「**腰痛の健康診断**」も併せて実施いただきますようお願いいたします。
- ④ 労働者が労働災害により死亡し、又は休業した場合は遅滞なく所轄労働基準監督署に**労働者死傷病報告**の提出をお願いいたします。

*労働基準法、労働安全衛生法など関係法令、労働災害防止のお問い合わせは最寄りの労働基準監督署（「コンプライアンス・チェックシート」の最後に連絡先があります）又は岡山労働局監督課（086-225-2015）、健康安全課（086-225-2013）までお願いいたします。

*岡山労働局のホームページに「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」「社会福祉施設における安全衛生管理」などの参考資料を掲載しております。

火災予防と法令改正

事業者指導課集団指導 防火講習

(平成26年3月4日・7日)

岡山市消防局
予防課指導係

1 消防法施行令等の一部改正
(平成25年3月27日公布)

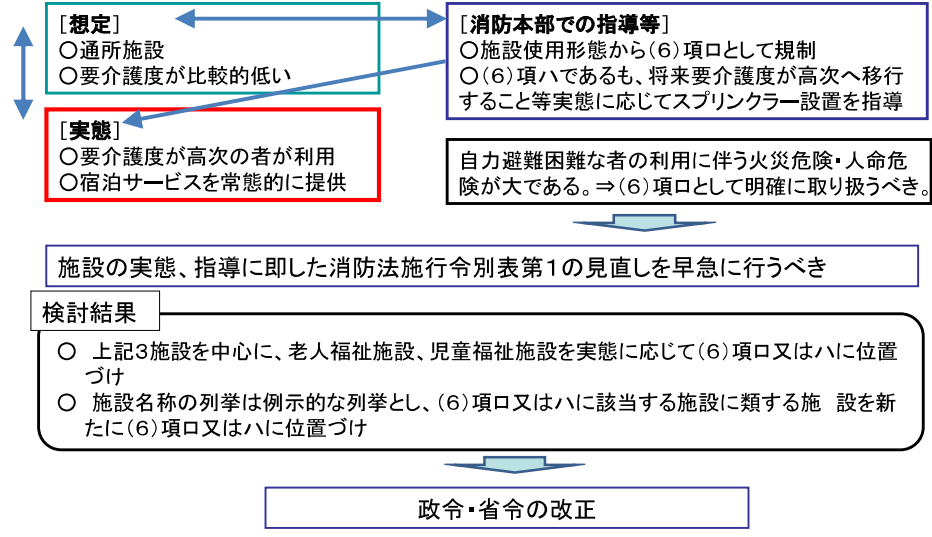
用途の取扱について
別表第1 (6)項

社会福祉施設に係る火災予防上の実態に応じた用途区分の見直し

老人デイサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設に係る用途区分の見直し

【検討の背景】

老人デイサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設



消防施行令等の一部改正の概要(6項口)

老人短期入所施設	(1)高齢者
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム ※1	
有料老人ホーム ※1	
介護老人保健施設	
老人短期入所事業	
小規模多機能型居宅介護事業 ※1	
認知症対応型老人共同生活援助事業	
その他これらに類するもの(一総務省令)	
救護施設	(2)生活保護者
乳児院	(3)児童
障害児入所施設	(4)障害児
障害者支援施設 ※2	(5)障害者
短期入所施設・共同生活援助 ※2 (ハにおいて「短期入所等」)	

※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。 ※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

消防施行令等の一部改正の概要(6項ハ)

老人デイサービスセンター	(1)高齢者
軽費老人ホーム ※1	
老人福祉センター・老人介護支援センター	
有料老人ホーム ※1	
老人デイサービス事業	
小規模多機能型居宅介護事業 ※1	(2)生活保護者
その他これらに類するもの(一総務省令)	
更生施設	(3)児童
助産施設・保育所・児童養護施設	
児童自立支援施設・児童家庭支援センター	
一時預かり事業を行う事業	
家庭的保育事業を行う施設	
その他これらに類するもの(一総務省令)	(4)障害児
児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設	
児童発達支援・放課後等デイサービス	(5)障害者
身体障害者福祉センター	
障害者支援施設 ※2	
生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※3	

※1 ロ(1)に掲げるものを除く。

※2 ロ(5)に掲げるものを除く。

※3 短期入所等施設を除く。

2 消防法施行令等の一部改正 (平成25年12月27日公布)

○福知山市花火大会火災

○長崎市認知症高齢者グループホーム火災

○福山市ホテル火災

における最近の火災の事例を踏まえ

- ① 対象火気器具等の取扱いに関する基準の強化
- ② スプリンクラー設備設置基準
- ③ 自動火災報知設備の設置基準
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備の基準

の見直しを行うほか、関連する省令の規定等について必要な基準の見直しを行うものである。

政令改正について ①

消防法施行令5条の2

対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し

・対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することを条例制定基準として定める。

※条例(例)を別途改正予定。



政令改正について ②

消防法施行令12条

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設における
スプリンクラー設置基準見直し

(延べ面積275㎡以上→275㎡=原則0㎡)

- (1) 令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物
(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。)

例外として、延焼抑制構造を持つ施設は設置不要。

介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設は
275㎡を据え置く。

政令改正について ③

消防法施行令21条

自動火災報知設備の設置基準の見直し

・ 小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（自力避難困難な者が入所するもの以外のもの（※））に対して、自動火災報知器の設置を義務化する。

（延べ面積300㎡以上→300㎡未満＝原則0㎡）

※自力避難困難な者が入所する社会福祉施設については、既に義務付けあり。

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

(2) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

政令改正について ④

消防法施行規則25条

火災通報装置の設置基準の見直し

・ 自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における火災通報装置について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(1) 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

例外として、火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設定されているものは除く。

3 火災の状況と防火安全対策

主な建物火災の状況

そこから見えるもの

主な建物火災の状況 <small>[昭和40年代以降]</small>					
	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	洪川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	8	社会福祉施設
	H25. 10	福岡市診療所火災	10	5	診療所

認知症高齢者グループホーム等火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- ア 消防機関への通報について→ 自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。
- イ 従業員による初期対応について→ 消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。
- ウ 構造上の課題について→ 防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。



ソフト面(防火管理や近隣応援体制など)の対策と、
ハード面(建築構造や感知・通報・消火設備など)の
対策を総合的に実施することが必要

3 防火管理と訓練

火災予防

訓練に勝る王道なし

消火・通報・避難訓練

訓練の必要性

火災の発生を予測できませんが、火災が小さいうちなら消すことができます。

誰も予想外の突発事故に遭遇するとパニックに陥りやすいものです。もしも火災が起こってもパニックにならず行動するには、仮想の訓練の繰り返しにより職場を守る事が出来ます。

訓練の通報

年2回以上行なう消火訓練や避難訓練の前に、予め消防署に通報が必要です。訓練結果は、記録として残すことにより、以後の効果的な消防訓練の実施につながりますので記録を残すことが大切です。

訓練の内容

訓練は万一災害が発生したときにとるべき行動を事前に学び、その行動要領を身に付けるものです。災害想定の内容を工夫して応用しましょう。

PDCAサイクルを身に付けましょう。

主な訓練内容

(1) 通報・連絡訓練

119番通報のしかた、自動火災報知設備や放送設備の使用方法を習得する。火災を発見してから119番通報、館内連絡、防災センター等への連絡を行う。

(2) 消火訓練

建物内に設置してある消火器や屋内消火栓の操作方法を実習し習得する。

(3) 避難訓練

階段・避難設備等の位置、操作方法を習熟し、避難者を階段などの避難経路を使って安全な場所まで避難誘導するとともに、防火戸や防火シャッターの閉鎖訓練を行う。

家でも職場でも

トラッキング火災から

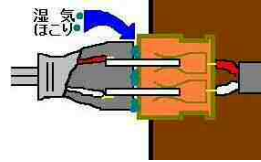
家と職場を守りましょう

トラッキング現象

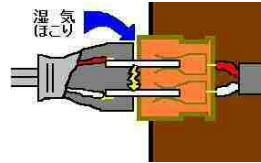


トラッキング現象のメカニズム

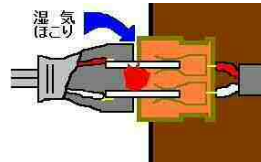
- ① コンセントとプラグのすき間に徐々にほこりが溜まっていき、このほこりが湿気を吸うことによって、プラグ両極で火花放電が繰り返される。



- ② 繰り返し発生する火花放電によって、プラグの両極間の絶縁状態が徐々に悪くなる。〔グラファイト（黒鉛）化により、電流が流れる。〕

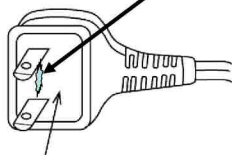


- ③ プラグの両極間の絶縁状態が悪くなり、電流が流れることにより生じた抵抗で発熱し、最後には発火する。



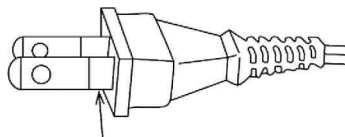
トラッキング現象の起きる場所 掃除が必要な場所

放電が繰り返されてグラファイト化（トラック）の出来る場所



ユリア樹脂など

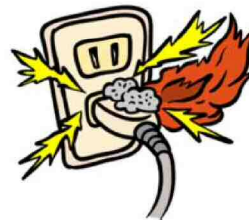
(a) 耐トラッキング性能に優れたユリア樹脂やPBTを採用したもの



5mm以下

(b) 両刃間の沿面距離を長くしたもの（キャップ部分は5mm以下とする）

ほこりを溜めたまましていると発熱し発火する場合があります。



トラッキング火災を防ぐためには

- 常にプラグを差し込んだままの所は、時々抜いてきれいに掃除する。
- 使用後は、コンセントからプラグを抜いておく。
- コンセント、テーブルタップ、電源プラグ、コードが異常に発熱している時は、すぐに使用を止めて、電気店などで点検してもらう。
- 旅行などで長時間外出する時は、コンセントからプラグを抜いておく。
- 大掃除などの時に、チェックし、きれいに掃除する。

**これからも火災予防に防災に
ご協力ください**



■ 主な関係法令等（参照）

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第86号）

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第99号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第91号）

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第104号）

指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年厚生労働省令第36号)

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年厚生労働省告示第126号)
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年厚生労働省告示第128号)

◎介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等について

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

- ・「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

(平成24年老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号)

- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年老企第54号)
- ・介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について

(平成12老振第25号・老健第94号)

- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について

(平成12年老振第75号・老健第122号)

◎岡山市の条例、規則、通知は岡山市のホームページでご確認ください。

■国の法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でご確認ください■

- 文献：介護報酬の解釈 **1**単位数表編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所：青本）
 介護報酬の解釈 **2**指定基準編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所：赤本）
 介護報酬の解釈 **3**Q A ・ 法令編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所：緑本）

ホームページ：「厚生労働省 法令等データベースシステム」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

「総務省 法令データ提供システム」

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

「厚生労働省 平成24年度介護報酬改定について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/kaitei.html>

「厚生労働省 介護サービス関係Q & A」

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html

「WAM. NET（運営：独立行政法人福祉医療機構）」

<http://www.wam.go.jp/>

☆MEMO☆



1 地域密着型サービスにおける
運営上の主な留意事項について



1-1 地域密着型サービス共通事項

□届出手続きの運用について

●届出に係る各種加算の算定の開始時期

- ・一定のサービスについて、適正な支給限度額管理のため、届出日より加算等の算定開始時期が異なる。

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)(以下「平成18年留意事項通知」という)

第1 届出手続きの運用 1 届出の受理

(5)届出に係る加算等の算定の開始時期

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、平成24年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年3月25日以前になされていれば足りるものとする。認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(いずれも短期利用型を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとする。

●加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- ・加算等を算定する体制がとれない状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。

平成18年留意事項通知

第2 届出手続きの運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算

定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。



□人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- 看護・介護職員の人員基準欠如に伴う取り扱いのうち、各サービスごとに取扱いの規定が異なる
 - ・小規模多機能型居宅介護従業者における通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者、認知症対応型共同生活介護従業者、複合型サービス従業者における通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者(下記平成18年留意事項通知 第2 1通則 (8) ③イ及びロ)
 - ・小規模多機能型居宅介護従業者、複合型サービス従業者における看護師又は准看護師(同留意事項通知 第2 1通則 (8)④)
 - ・小規模多機能型居宅介護従業者における夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる職員、複合型サービス従業者における夜勤及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員(同留意事項通知 第2 1通則 (8)⑤)

□地域密着型サービス事業に規定する研修について

- 「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

(平成24年3月16日 老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号)

- 管理者 認知症対応型サービス事業管理者研修
 - ・認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所の管理者（みなし措置あり）
- 計画作成担当者 ①実践者研修、②小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
 - ・認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者（①）
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所の計画作成担当者（②）
- 代表者 認知症対応型サービス事業開設者研修
 - ・小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、複合型サービス事業者の代表者（みなし措置あり）

地域密着型サービス集団指導資料：P45を参照

※計画作成担当者については、必要な研修を修了していない場合に伴う減算規定があるので注意すること。（同留意事項通知 第2 1通則 (8)④）

平成18年留意事項通知

第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1 通則

(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- ① 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスについては、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（小規模多機能型居宅介護及び複

合型サービスについては、1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

ハ 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。）、同規則第90条第1項に規定する介護従業者及び同規則第171条第1項に規定する複合型サービス従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。）は前記イ及びロにより取り扱うこととする。なお、小規模多機能型居宅介護従業者及び複合型サービス従業者については、指定地域密着型サービス基準第63条第4項の看護師又は准看護師の人員基準欠如に係る減算の取扱いは④、同条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第7項に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の訪問サービスの提供に当たる職員並びに指定地域密着型サービス基準171条第1項の夜勤及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員の人員基準欠如に係る減算の取扱いは⑤を参照すること。

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに複合型サービス事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所にあつては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門

員又は当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。

- ⑤ 地域密着型サービス基準第63条第1項及び第171条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びにサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。
- イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
 - ロ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合
- ⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。



□認知症高齢者の日常生活自立度判定の考え方について

- 「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いた加算について
 - ・ 医師の判定結果又は主治医意見書を用いていない（医師の判定が無い場合を除く）。
 - ・ 医師の判定結果について、医師名、判定日と共に各サービス計画上に記載されていない。

平成18年留意事項通知

第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1 通則

(12) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

- ① 加算の算定要件として「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」という。）を用いるものとする。
- ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
- ③ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4) 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

平成21年4月17日 介護保険最新情報 vol.79

平成21年4月改定関係 Q & A (vol.2)

Q：「認知症高齢者の日常生活自立度」を基準とした加算について、医師が判定した場合、その情報は必ず文書で提供する必要があるのか。

A：医師が判定した場合の情報提供の方法については特に定めず、必ずしも診断書や文書による診療情報提供を義務づけるものではない。

□サービス提供体制強化加算について

●職員の割合について

・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）又は直近の3月間の平均についての確認・記録がない。

●当該加算算定中に当該年度のある時点で職員の割合を満たさなくなった場合の取扱い

・ある時点において所定の職員の割合を満たしていなくとも、前年度の平均（3月を除く）を満たしていれば、当該年度については算定することができる

・上記の場合で当該年度の平均（3月を除く）が満たさなくなれば、翌年度については算定することができない。

平成18年留意事項通知 （例）認知症対応型通所介護

第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

(10) サービス提供体制強化加算について、①2(12)④及び⑤を準用する。

2(12) サービス提供体制強化加算について

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

④ 認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

⑤ 同一の事業所において介護予防認知症対応型通所介護を一体的に行っている場合

においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

□体験利用について

- ・「(無料) 体験利用」、「(無料) お試しサービス」と銘打ったいわゆる「体験利用」について、利用者間の公平性及び利用者の保護等の観点から、適正な運営といえない。

□非常災害対策の充実について

- ・事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その対応に関する具体的計画が策定されていない。
- ・また、その計画に従業者に周知し、概要等を事務所内に掲示するなどするなど必要な対応を行っていない。

○岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年4月1日施行) (以下「岡山市基準条例」という)

○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、介護保険事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、高齢者等特に配慮を要する者の受入れに努めることを努力義務とします。

【認知症対応型通所介護の例】

(非常災害対策)

第78条

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協

力を行うための体制の整備に努めるものとする。

- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

《解釈通知》

3 認知症対応型通所介護

(2) 運営に関する基準

ア～ウ（略）

エ 非常災害対策（条例第78条）

基準省令解釈通知第三の三の三の(7)に次の内容を加える。

また、指定認知症対応型通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。



1-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

□随時訪問サービスについて

- 併設有料老人ホームに居住している利用者からの随時訪問に係る通報の対応について
 - ・当該有料老人ホームの職員が受付（ナースコール）を行い、随時訪問サービスを行う訪問介護員等に直接連絡しており、オペレーターが機能していない。
 - ・オペレーションセンターへの通報手段としてしているナースコール装置がセンターのみとしか通信できないため、夜間オペレーターが、介護業務等でセンターを離れた場合に、随時通報を直接受信することができない。

1-3 （介護予防）認知症対応型通所介護

□事業所における生活相談員の資格要件の緩和について

- 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（グループホーム等活用型を除く。）において、厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている生活相談員の資格要件について、岡山市基準条例において追加しました。また、社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にしています。

岡山市基準条例

○条例の考え方

社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、介護支援専門員の登録を受けている者に加え、一定の要件を満たす介護福祉士についても、生活相談員の資格等要件に追加し、詳細は規則において明確にしています。

【認知症対応型通所介護の例】

（従業者の員数）

第63条 （略）

(1) 生活相談員

（略）

2 前項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

○岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年4月1日施行）（以下「岡山市基準条例施行規則」という）

【岡山市基準条例施行規則】

（生活相談員）

第5条

条例第63条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員の登録を受けている者

（注）介護支援専門員の登録を受けている者をいい、登録とは別に専門員証の交付を受けていない者を含みます。

(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者

ア 法第8条第7項に規定する通所介護

イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

エ 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

《解釈通知》

(ア)（生活相談員）

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

(イ) 社会福祉主事任用資格を有する者

(ロ) 介護支援専門員の登録を受けている者（専門員証の交付を受けていない者を含む。）

(ハ) 介護福祉士であって、規則に定めるデイサービスの事業に常勤の介護職員として5年以上従事した者（5年間の実務経験の要件が達成された時点と介護福祉士の資格取得時点との前後関係は問わない。）

なお、条例施行に伴い、「通所介護介護事業所等における生活相談員の任用資格について」（平成24年7月4日付け岡事指第254号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）は廃止する。

□機能訓練指導員の資格要件について

○認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（グループホーム等活用型を除く。）において、厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練指導員の資格要件について、規則において明確にしています。

- ・なお、指定の更新について、有資格者の機能訓練指導員を配置していない場合は、指定更新ができません。

岡山市基準条例

【認知症対応型通所介護の例】

（従業者の員数）

第63条（略）

(3) 機能訓練指導員 1以上

（略）

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

以下（略）

【岡山市基準条例施行規則】

（機能訓練指導員）

第6条

条例第63条第5項、第132条第5項及び第153条第9項に規定する規則で定めるものは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。

※規則の案の内容は、解釈通知の内容と同趣旨。

《解釈通知》

(イ)（機能訓練指導員）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有するもの（以下「資格を有する機能訓練指導員」という。）とする。

参考

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（資格等）

第19条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（下記参照）

○社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

（法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者）

第1条の2 社会福祉法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

□事業所外で指定認知症対応型通所介護を提供する場合の取扱について

・指定認知症対応型通所介護は、原則として事業所内で提供されることとなつていますが、一定の要件を満たした上で例外的に事業所外においても提供ができます。

- ① あらかじめ通所介護計画に必要性及び具体的な内容が位置づけられていること
- ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること
- ③ 人員に関する基準を遵守すること
- ④ 利用定員を遵守すること
- ⑤ 提供した具体的なサービス内容等を記録すること

○事業所外で指定通所介護を提供する場合の取扱いについて

平成19年7月2日付け長寿第477号 岡山県保健福祉部 長寿社会対策課長) 一部抜粋

(問) 午前中はデイサービスセンターにおいて機能訓練等を実施し、午後から花見等戸外での活動等を行う場合は、戸外での活動部分については通所介護のサービスとならないのでしょうか。

(答) 通所介護のサービスは、必ずしも事業所内の活動に限定されるものではなく、戸外での活動が、通所介護計画に機能訓練の一環として位置付けられ、かつ、訓練が適切に行われるものであれば、通所介護のサービスの対象として差し支えありません。

(問) 通所介護事業所の外での入浴（日帰り温泉等）で利用者の入浴を行った場合、入浴介助加算の算定を行うことが可能でしょうか。

(答) 算定できません。
事例のような特別の行事の場合は、介護保険外サービスとしてください。

(問) 認知症高齢者に対し、買い物や散歩等の外出を日課として行うことは可能でしょうか。

(答) 認知症高齢者において、このような活動は必要に応じて実施すべきであり、通所介護計画に日課として位置づけた上で実施することは差し支えありません。

(問) 今回の通知により、参考様式が廃止されましたが、事業所外で行ったサービスについて、記録する必要はなくなったのでしょうか。

(答) 提供した具体的なサービス内容等について記録する必要があります。
具体的には、業務日誌、利用者の個人記録等への記録が想定されます。

1-4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

□居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の取扱いについて

- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護利用者が認定更新の結果、
①要支援→要介護、②要介護→要支援となった場合
改めて居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出をなされていない事例が
みられた。

○居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の取扱いについて

(平成18年12月12日付け事務連絡 岡山市介護保険課長)

地域密着型サービス集団指導資料:P49を参照

□居宅サービス計画の作成について

- ・介護支援専門員が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って、登録者の居宅サービス計画を作成していない。

□日々の人員配置の考え方について

- ・日々の人員配置について、前年度の通いサービス利用者の平均をもとに配置できていない日がみられた。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)(以下「平成18年解釈通知」という)

第4 小規模多機能型居宅介護 2人員に関する基準

(1)従業者の員数等(基準第63条)

②小規模多機能型居宅介護従業者

ハ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることできるような職員配置に努めるものとする。

□小規模多機能型居宅介護事業所の管理者と居宅サービスの管理者の兼務について

- ・地域密着型介護老人福祉施設に併設する小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が同じく併設する短期入所生活介護の管理者を兼務している事例がみられた。

平成 24 年 3 月 16 日

事務連絡 介護保険情報 vol.267

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1)

Q：居宅サービス事業所(居宅介護支援事業所、通所介護事業所等)と併設する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該居宅サービス事業所の管理者と兼務することは可能か。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者についてはどうか。

A：小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該事業所の従業者のほか、職員の行き来を認めている4施設等(地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。))及び同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(夜間対応型訪問介護、訪問介護又は訪問看護の事業を一体的に運営している場合は当該事業所)の従業者についてのみ兼務可能である。

□継続的に宿泊サービスを利用している者の取扱い

- ・運営推進会議の評価を前提として、継続して宿泊サービスを利用している形態は想定されるところです。
- ・ただし、他の利用者の適切な宿泊サービス利用の不利益とならないよう配慮と調整が必要となります。

□サービス提供回数についての考え方

- ・訪問しての見守り・声かけは、サービス提供回数に含めることができる。
- ・電話による見守りは、サービス提供回数に含めることができない。

平成18年解釈通知

第4 小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準

(5) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(基準第73条)

① 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。

指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿

泊する形態も考えられる。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。

②～④略

⑤ 同条第8号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となるものである。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。

なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

平成21年3月23日 介護保険最新情報 vol.69

平成21年4月改定関係 Q & A (vol.1)

Q：サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りサービスをサービス提供回数に含めることは可能か。

A：利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。

□基本報酬の算定について

- ・登録日以前から小規模多機能型居宅介護費を算定している事例がみられた。
- ・月途中のサービス利用開始又は利用終了している場合に、利用開始日（登録日）から又は利用終了日（登録終了日）までの日割り請求を行っていない事例がみられた。

平成18年留意事項通知

第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

5 小規模多機能型居宅介護費

(1) 基本報酬の算定について

小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。

これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業

者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

□入院等により、サービスを利用できない場合の算定の可否について

- ・短期間の入院を除き、原則として入院時に登録は解除すること。月を通じての入院が見込まれる等あらかじめ長期にサービス利用ができないことが予見されるにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合には、介護報酬の返還の対象となる場合があります。

平成 18 年 9 月 4 日 介護制度改革 information vol.127

事務連絡

介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A

Q：入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

A：登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

□看護職員配置加算の考え方

- ・専ら小規模多機能型居宅介護従業者としての業務（介護・看護業務）に従事する看護師もしくは准看護師として従事していない。
- ・管理者若しくは介護支援専門員を兼ねた看護職員を配置して加算を算定している事例がみられた。

平成 21 年 3 月 23 日 介護保険最新情報 vol.69

平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (vol.1)

Q：看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。

A：指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤かつ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場合についての加算の算定は認められない。

Welcome to 

